

陳 情 文 書 表

令2陳情第10号		令和2年5月22日受理
件 名	種苗法改正、主要農作物種子法廃止、農業競争力強化支援法など最近の農業の状況に関する市議会議員の定期的な学習会開催についての陳情	
陳 情 者	秦野市文京町3-10 森 彪	
陳 情 の 要 旨		
<p>私は農や食に関心を持つ一市民ですが、平成29年頃から日本の農業、種子などは以前と違った状況になってきたように感じます。主なものは、農業競争力強化支援法が平成29年8月1日に施行されたこと、主要農作物種子法が平成30年4月1日をもって廃止されたことです。そして、令和2年5月、国会で農家による種子の自家採種を原則禁止する方向で、種苗法の改正が議論される予定でした（今国会では審議されず、次期の国会になったとの情報もありますが、どちらにせよ審議される予定です）。</p> <p>主要農作物種子法は、昭和27年（1952年）に制定され、それに則って、国と都道府県が主導して米、麦、大豆の主要農作物の種子の維持、安定供給、開発を進め、日本人の食と農を支えてきました。我々が、おいしい米を食べられ、100%自給できているのも、この法律のおかげでした。</p> <p>国は、民間参入の妨げになるという理由で平成30年に主要農作物種子法の廃止を行いました。主要農作物種子法廃止について、専門家は、米などの種子が5倍から10倍へ価格高騰、種子の多様性が消滅し、穀物を扱う大企業の種子のみが流通する可能性、大企業による種子支配・農業支配、遺伝子組み換え米の生産が進むなどの危険性を指摘しています。</p> <p>主食である米や主要農作物の麦、大豆などの生産は、農家と消費者にとって、民間の営利のためにあるのではなく、国民の生命や生活の維持のために存在すると考えます。米など主要農作物の安定供給や多品種維持は、民間企業の営利よりずっと大切なものと考えます。こうした意見は私だけの意見ではなく、農業協同組合、いくつかの道県や市町村、野党の国会議員、元農林水産大臣、その他多くの人たちの意見でもあります。</p> <p>また、新潟県、埼玉県、兵庫県など15の道県では主要農作物種子法に代わる条例を制定しております。全国の市町村で種子保全の意見書を政府に提出しています。神奈川県内では、大和市、海老名市、伊勢原市など近隣市議会も種子法廃止に関して、国に種子保全を要求した意見書を提出しております。しか</p>		

し、神奈川県では種子条例を制定していません。

また、農業競争力強化支援法は、国が農業生産関連事業者に対して優遇する内容が多く、一市民からすると首をかしげる内容です。

第4条第2項、第8条第1項第3号及び第4号、第10条を読むと、政府が農業生産関連事業者に対して資金提供を行い、第8条第1項第3号では農業資材（米の種子も含みます）を集約（数を少なく）し、第8条第1項第4号では長年税金で作ってきた種子の知見を民間事業者に無料で提供し、第10条では政府は農業生産関連事業者の情報を安易に入手するための措置（つまり農業生産関連事業者の宣伝）を行うのです。一市民として、日本政府がなぜ、そこまで農業生産関連事業者に不公平に力を貸すのか理解できません。この法律の下に、農業生産関連事業者が今後の日本の農業と食に多大な影響力を持つようになっていくのは安易に想像できます。

また、令和2年5月の国会で審議される予定だった種苗法改正では、農家による種子の自家採種・自家増殖の原則禁止が進められ、これが決まると、自家増殖による栽培が一般的な苺、サトウキビ、イモ類、果樹類の一部の自家増殖について育成者権者の許諾が必要になり、使用料の支払いにより農家の収入に大きな影響があります。さらに農家は、米、麦、大豆について、毎年、農業企業の種子を買わなければいけないことになっていきます。在来種（前から日本にある品種）は自家採種可能ですが、企業種子と在来種の種子の厳密な区別が付きにくいいため、大企業に有利に進み、農家の自家採種は狭まっていき、大企業の種子を買うしかない状況に至ると識者は指摘しています。大企業とは海外に拠点のある多国籍企業であり、日本の農業と食の多国籍企業支配が進みます。

こうした状況は、市民から見ると、農業や食品が、公共の手で守られる道から、企業の営利に支配される道へと向かっているように思えてなりません。

言うまでもなく、企業の目的は営利であり、国民生活の安定や福祉よりも、営利を追求する可能性があるかと推測できます。

食料とそれを生産する農業は言うまでもなく、人間生活に必要な不可欠なものであり、なくすことはできません。

それが公に支えられ、安全なものを、安心して、十分食べられる状況を守ることは、国民の基本的な人権を守ることをうたった憲法の訴えるところであり、国民の基本的権利であると思われまます。

こうした状況に一市民として危惧を覚えるとともに、これらの件は、農家の生産、市民の食生活に多大な影響を与える可能性があるため、市議会議員の方々に知見を深めていただきたく、次の事項について陳情いたします。

陳情事項

市議会議員が食と農に関する定期的な学習会を開催すること。